# 飼養衛生管理基準のポイント 第3号

## ~ I-2 最新情報の把握と実践 ~

令和3年5月6日

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。前回は、所有者の責務についてお知らせしました。

今回は、「2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践」です。

-- (基準本文)

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家きんが感染する<u>伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認</u>すること。家畜保健衛生所が開催する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、<u>家畜防疫に関する情報を積極的に把握</u>すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び衛生衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認でき

るよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置個所を明示した農場の平面図を作成し、 備えておくこと。



### つまりどういうこと?

適切な衛生管理をしていくには、伝染病の発生状況や農場の 現状を把握していないといけないじゃろう?

ここでは、そのために**情報を収集をして、農場の課題や新しい情報に対応した衛生管理の改善をしていかなければいけない**、ということが書いてあるんじゃ。



### 情報の収集っていってもなあ・・

難しく考える必要はないんじゃ。

家畜保健衛生所からくるFAXや資料のほか、業界専門の新聞や業界誌なんかでも伝染病や法改正の情報があるじゃろ。それに、出入りの業者さんなんかから他の農場や地域の情報を聞くのもいいんじゃないか。



インターネットが使えるなら、**農林水産省** のHPを定期的に検索してはどうかな。

海外での発生や鳥インフルエンザ以外の情報も確認できるんじゃ。





https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\_yobo/index.html

最近は、頻繁に新しいリーフレットが配られたり、資料が更 新されたりしているから、**内容を見ながら、自分の農場が対応 できているか確認**してほしいんじゃ。

そして、**足りないところがあれば、改善**してほしいんじゃ。



方

農場の発生状況や野鳥からの検出状況によって、防疫の仕方を変えている農場もあるんじゃよ。



うちの農場では、車両の 消毒の記録がきちんとされ ないことが課題なんだ。 出入りする運転手さんには 伝えてるんだけど・・。

他の農場の事例を参考にして改善方法を考えるよ



# 記録を記載して下さい消毒を実施し、入場名は



農場の平面図は家保に提出してあるけど、 持ってる必要があるのかい?

確認が必要な場合や改善を検討する場合のために、手元に備えておいたほうがよいな。

家保に提出したものが古くなっている場合もあるじゃろ。 定期報告に添付することになっている他の書類と一緒に保管 しておくんじゃ。





衛生管理に関する情報は、なんでも農場に出入りする人と 共有できるようにしておいたほうがいいんだね。



そうなんじゃ! 次回の「マニュアルの作成」にも 通じる考えじゃな。





何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください 岩手県県南家畜保健衛生所 担当:小家畜課 Tal:0197-23-3531 FAX:0197-23-3539

E-mail: CE0003@pref.iwate.jp

